

「メンタルヘルス施策について（通知）」（人1第2019号。18．3．20）に基づき、東北防衛局に心の相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、運営するに当たって、必要な事項について定める。

平成30年4月11日

東北防衛局長 深澤 雅貴

東北防衛局心の相談窓口設置運営に関する達

（設置）

第1条 東北防衛局の職員（以下「職員」という。）の心の健康の保持増進早期対応、職場復帰、再発防止等の心の健康づくり（以下「心の健康づくり」という。）を組織的かつ効果的に行うため、東北防衛局に相談窓口を設置する。

（相談窓口の役割）

第2条 相談窓口は、職員の広範囲の悩み、ストレス等の相談（以下「相談」という。）が早期に行われ、職場不適應等の早期発見や不健康状態に陥らないための予防対策等を図るものとする。

（担当者の構成）

第3条 相談窓口の担当者は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第2条に定める者（以下「健康管理者」という。）
- (2) 東北防衛局の内部組織に関する訓令（平成19年東北防衛局達第2号）第2条に定める別表第2中の東北防衛局総務部総務課厚生係の係長（以下「厚生係長」という。）
- (3) 心の健康づくりに関する専門的な知識、技能を有する医師又は心理の専門家（以下「専門員」という。）
- (4) その他健康管理者が相談窓口の運営に特に必要と認めた者。

（各担当者の役割）

第4条 各担当者は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 健康管理者は、第2条に定める相談窓口の役割を果たすために、専門員の協力を得て、相談窓口の管理運営を行い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 厚生係長は、健康管理者及び専門員を補佐し、相談窓口の管理運営を行う。
- (3) 専門員は、健康管理者により委嘱された者とし第2条に定める相談窓口の役割を踏まえ、職員の健康管理上又は業務上、措置が必要と思われる場合には、速やかに対応するとともに、健康管理者に報告し、適正な措置を講じさせるものとする。なお、健康管理者への報告に当たっては、職員の健康管理上又は業務上、緊急の場合を除き、職員の氏名及び相談内容等、職員のプライバシーに及ぶものに

については、原則として職員本人の同意を得た上で、健康管理者に報告することとする。

- (4) その他、各担当者は、職員の健康管理上又は業務上、特に必要と判断される措置を講ずるものとする。

(設置場所)

第5条 相談窓口の設置場所については、職員が気軽に利用しやすいよう配慮するとともに、職員のプライバシーが保たれるよう十分注意を図る。

(相談窓口の利用)

第6条 相談窓口は、次の各号に掲げる者が利用することができる。

- (1) 職員
- (2) 職員の家族
- (3) その他健康管理者が、特に必要と認めた者

(実施状況報告)

第7条 専門員は、毎月、実施した相談等の実施状況を取りまとめ、翌月の5日までに健康管理者へ報告するものとする。

(職員等への周知)

第8条 健康管理者は、職員等へ相談窓口の役割等を周知させなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第9条 相談窓口を運営していく上で知り得た個人情報は適切に管理することとし、職員本人の同意を得た場合を除き、個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、個人情報を利用する必要がなくなったにもかかわらず、必要な期間を超えて保有してはならない。

(委任規定)

第10条 この要領に定めるもののほか、相談窓口の運営に関し必要な事項は、健康管理者が別に定める。

附 則

- 1 この達は、平成30年4月11日から施行する。
- 2 東北防衛局心の相談窓口設置運営要領（平成19年9月1日。局長決裁）は廃止する。